

APNIC 57に向けた意見交換ミーティング

2024.01.31

JPOPF運営チーム

#	Status	提案名
prop-154	継続議論	IXP用途IPv4割り当てサイズの変更 Resizing of IPv4 assignment for the IXPs
prop-156	新規提案	IPリソースの一時割り当て Assignment of Temporary IP Resources
prop-157	新規提案	一時的なIPv4アドレス移転 Temporary IPv4 Transfers
prop-158	新規提案	IPv4アドレス申請時のIPv6アドレスの自動分配 IPv6 auto-allocation for each IPv4 request

prop-154:

IXP用途IPv4割り当てサイズの変更

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

- IXP用途のIPv4アドレスのデフォルト割り当てサイズを現在の/23から/26に変更し、以後そのIXPに接続見込みのユーザ数や利用実績に応じて、より大きなサイズのアドレスの割り当てを行うとした提案です。
- 前回の提案から、最大割り当てサイズやPOP追加の際の考え方など細かい条件が修正されています。

Resizing of IPv4 assignment for the IXPs

赤字が今回の変更点

条件	IPv4割り当てサイズ
新規割り当て	デフォルト /26
12か月以内に60peerを正当化できる場合	/25
12か月以内に100peerを正当化できる場合	/24 /23
既に/24を割り当て済みで、60%以上使用している場合	/23 *1
既に/23を割り当て済みで、80% 60% 以上使用している場合	連続した/22 (在庫があれば) *1

*1 新規アドレスの割り当て後、3か月以内に旧アドレスを返却しなくてはならない

※ **新規POP開設を希望する既存のIXPは、割り当ての合計が/22を超えない限り追加申請可能**

~~※ 国内IXPで、国内の60以上のAPNICメンバおよびリソースホルダー
—(他のRIRや歴史的アドレスホルダー)—が存在しない場合は、/27以上の割り当ては行えない~~

prop-156:

IPリソースの一時割り当て

Assignment of Temporary IP Resources

Assignment of Temporary IP Resources

- イベントなど通常の定常的な分配がそぐわない申請のためにリソースの一部を確保し、その中から一時的な分配を実施する提案です。具体的には、現在のポリシー文書に以下のような一時割り当てに関する内容を追加としています。

分配期間	6か月以内
分配サイズ	IPv4: 最大/24, IPv6: 最大/32, ASN: 1個
分配元	一時割り当て用に以下を予約 IPv4: 103/8以外のプールから/21 IPv6: /29 ASN: 8個
分配先組織	APNIC会員（アソシエイト会員を含む）
制限事項	営利目的のための利用は禁止 営利目的と判断された場合は割り当てを取り消すことができる

Assignment of Temporary IP Resources

提案文書

5.8 一時的な割り当てポリシー**5.8.1 はじめに**

アジア太平洋地域全体では、ネットワーク・オペレーター・グループ・ミーティングやその他の運営イベントなど、より広範なインターネット・コミュニティの利益のために開催される多数の会議がある。また、6カ月を超える割り当てが実行不可能な場合、一時的な割り当てが必要な場合もある。

5.8.1.1 範囲と目標

本節では、IPv4 アドレス空間、IPv6 アドレス空間、および 6 ヶ月を超えない一時的な短期利用期間のAS番号の一時的割り当てに関するポリシーを記述する。このポリシーの目的は、組織のメンバーやより広範なインターネットコミュニティ全体の利益のために、組織が一時的にリソースにアクセスする方法を提供することである。

5.8.2 一時的な目的のための割り当て

APNICは103/8以外のアドレスプールから/21のIPv4プレフィックスと/29のIPv6プレフィックス、8個のAS番号を確保し、本ポリシーに基づく割り当てを可能にする。APNICは、この予約プールから一時的な目的でIPリソースを組織や団体に割り当てる。これらの目的には、会議、ワークショップ、SIGミーティング、その他APNICが長期的な割り当てが実行不可能であると判断する適切な目的が含まれる。下記の目的のいずれか、またはAPNICが適切と判断した場合、割り当てを行うことができる。

5.8.2.1～5.8.2.3に定める基準を満たす場合、またはAPNICが5.8.2.4 に基づき申請者に有利と判断した場合、一時的な割り当てを行うことができる。

Assignment of Temporary IP Resources

提案文書

5.8.2.1 コンファレンス

ポリシー立案、教育、情報共有、研究、専門家同士のネットワーキングを目的として開催される会議。

申請者は、遅くとも会議開始の6週間前までにプログラム案と、その割り当てを正当化する理由を提出しなければならない。

5.8.2.2 ワークショップ

インターネットコミュニティにおける特定のトピックや重要な問題について議論するために開催されるワークショップ。

この基準では、申請者は、議論される特定の問題についての技術的なデモンストレーションなど、一時的な割り当てがどのように議論を支援するかについての情報を提供することによって、一時的な割り当てが必要である理由を示さなければならない。

5.8.2.3 SIGグループミーティング

インターネットコミュニティ内の特定の関心分野について議論するために開催されるSIGミーティング。

SIGミーティングへの一時的な割り当てを申請する場合、申請者は、アジェンダを提供し、割り当てがミーティングのアジェンダを技術的な立場でどのように支援するかを説明することによって、割り当てが必要である理由を示さなければならない。

5.8.2.4 その他の特別な目的

申請者が上記の目的に該当しない正当な理由をもって臨時的な任務を申請する場合、APNICに「特別な目的」の申請を行うことができる。APNICは、申請を裏付けるすべての資料を検討し、どのような規模の派遣が必要であるか、また、どのような期間に派遣されるかを決定する。

Assignment of Temporary IP Resources

提案文書

5.8.3 一時的な割り当て**5.8.3.1 割り当て規模**

ほとんどの場合、申請者がそれ以上の割り当ての必要性を証明できない限り、/24のIPv4プレフィックス、/32のIPv6プレフィックス、および単一のAS番号を超えるものは提供されない。

5.8.3.2 割り当て費用

本ポリシーに基づき割り当てが行われる場合、申請者は割り当てに対して APNICに費用を支払わなくてはならない。

5.8.3.3 割り当て期間

APNICは、提供された正当な理由に基づき、またイベントのためのインフラストラクチャを確立するために必要な時間を考慮して、独自の裁量で移転が行われる期間を決定する。申請者がこの期間では十分でないと判断した場合、申請者はAPNICに対し、より長い期間を必要とする理由を正当化した上で、割り当て期間の延長を申請することができます。

5.8.4 登録

行われた移転はAPNICのWhoisデータベースに登録される。移転に関する詳細はデータベースで利用可能となる。

5.8.5 制限

申請者は、営利目的のために譲渡を使用してはならない。営利目的であると判断された場合、APNICは譲渡を取り消すことができます。

Assignment of Temporary IP Resources

提案文書

5.8.6 一時的な移転の料金

一時的な移転は、APNICのアカウント保有者に対してのみ行うことができる。申請者がAPNIC会員でない場合は、一時的な移転に関連する技術的要件について代理を務めることのできる会員を指名することが認められ、そうでない場合はアソシエイト会員になることで自ら会員となることができる。このポリシーに基づく割り当ては、会員の会員ランクにはカウントされない。

- 質問：コメント

- APNICはもはや103/8と非103/8のIPv4プールを区別しない。すべてのIPv4アドレスは、利用可能な最後の/8プールから委譲される。
- 5.8.2.1 から 5.8.2.3 に定める基準の一つの基準のみを満たせばよいように文言を変更することを検討してはどうか。
- 何が「営利的性質」及び「商業的性質」とみなされるのか、明確な定義が必要。
- すべての予約済み/21 IPv4アドレスが委譲され、APNICが一時的なIPリソースに対する新たな要求を受けた場合どうするか？
- 通常の運用では回収・返却されたアドレスを少なくとも6ヶ月間隔離しているが、一時割り当てではどのようにすることを想定しているか？

- 実装：

- 実装は3ヶ月以内に完了する可能性がある。

prop-157:

一時的なIPv4アドレス移転

Temporary IPv4 Transfers

Temporary IPv4 Transfers

- 現在のポリシーでは考慮されていない一時的なIPv4アドレスの移転を許可する提案です。具体的には現在のポリシー文書に以下のような一時移転に関する文章を追加としています。
 - 一時的なIPv4アドレスの移転の際は、移転日と終了日が記録される。
 - 終了日は30日前までの移転元および移転先の合意により延長することができる。
 - 移転可能なアドレスサイズは、移転先あたり最大/22とする。
 - 一時的なアドレス移転期間におけるアドレス利用計画が必要となる。
 - 以下の遵守事項を守れない場合、一時移転が取り消される
 - 当該アドレスが不正利用された際に移転を取り消すことを移転条件に含ませる
 - 当該IPv4アドレスを広報する際に、IPv6アドレスも広報すること
 - 移転するIPv4プレフィックスはRPKIを持たなければならない
 - IRRとGeo Locationを正しく更新すること
 - MANRSに準拠すること

現文書

11.0. IPv4の移転

APNICは、未使用（市場）移転、合併・買収、過去のリソース移転を含む、すべての番号リソース（IPv4、IPv6、ASN）移転の公開ログを維持する。

提案文書

11.0. IPv4の移転

APNICは、未使用（市場）移転、合併・買収、過去のリソース移転を含む、すべての番号リソース（IPv4、IPv6、ASN）移転の公開ログを維持する。

一時的なIPv4移転の場合、ログには移転の最初の日付と最終的な日付が含まれる。永続的な移転の場合、最終日の値はないが、一時的な移転の場合、移転期間が終了した日付になる。

両当事者の合意により移籍期間が延長された場合、この値は更新されなければならない。この延長は、先に合意された終了日の最低30日前に予測されなければならない。

一時的な移転の場合、移転期間が終了すると、APNICはWhoisデータベースの元の登録情報を復元する。

APNICは、後続の委任が過去の委任と連続するように試みるが、これが可能であることを保証するものではない。

現文書

11.1. APNIC地域内での IPv4 アドレスの移転

APNICは、以下の条件に従い、現APNICアカウント保有者間のIPv4アドレス移転申請を処理し、記録する。

11.1.1. 移転するスペースの条件

最小移転サイズは/24である。アドレスブロックは以下のものでなければならない

- APNICが管理するアドレスの範囲内であること。
- 現在のAPNICアカウント保有者に割り振られているか、割り当てられていること。
- 移転されたアドレスブロックは、移転時からAPNICの現行ポリシーが適用されます。
- 103/8フリープールから分配されたアドレスは、分配後最低5年間は移転できない。

提案文書

11.1. APNIC地域内での恒久的及び一時的IPv4アドレスの移転

APNICは、以下の条件に従い、現APNICアカウント保有者間でのIPv4アドレスの**恒久的および一時的な**移転申請を処理し、記録する。

11.1.1. 移転するスペースの条件

最小移転サイズは/24である。

一時的な転送の場合、一人の移転先が取得できる最大プレフィックス（合計）は/22である。

アドレスブロックは以下のものでなければならない

- APNICが管理するアドレスの範囲内であること。
- 現在のAPNICアカウント保有者に割り振られているか、割り当てられていること。
- 移転されたアドレスブロックは、移転時からAPNICの現行ポリシーが適用されます。
- 103/8フリープールから分配されたアドレスは、分配後最低5年間は移転できない。

現文書

11.1.3. 移転先の条件

移転先は現行のAPNICポリシーに従う。既にIPv4リソースを保有していない受領者は、24ヶ月以内に譲渡されたリソースの利用に関する詳細な計画を示さなければならない。すでにIPv4リソースを保有している受領者は、以下のことが必要となる。

- 譲渡されたリソースを24ヶ月以内に利用するための詳細な計画を示すこと。
- 過去の利用率を示すこと。
- 過去の移転に関してAPNICのポリシーを遵守している証拠を提出すること。

提案文書

11.1.3. 移転先の条件

移転先は現行のAPNICポリシーに従う。既にIPv4リソースを保有していない受領者は、24ヶ月以内に譲渡されたリソースの利用に関する詳細な計画を示さなければならない。すでにIPv4リソースを保有している受領者は、以下のことが必要となる。

- 譲渡されたリソースを24ヶ月以内に利用するための詳細な計画を示すこと。
- 過去の利用率を示すこと。
- 過去の移転に関してAPNICのポリシーを遵守している証拠を提出すること。

一時的な移転の場合、利用計画は24ヶ月ではなく、当初の予定移転期間とする。

現文書

(現文書無し)

提案文書

11.1.4. 一時移転の追加条件

一時的な移転には追加条件が付され、その条件が遵守されない場合、一時的な移転は直ちに取消される

- 当事者間の移転契約には、ネットワーク不正利用のためにリソースが使用された場合の移転取消条件が含まれていなければならない。
- 移転先は、移転されたリソースを広報するためのAS番号を持たなければならない。
- 移転先は、移転されたIPv4リソースを広報する際に、運用可能なIPv6を持たなければならない。
- 移転先は、移転されたリソースのRPKIを持たなければならない。
- IRRとGeo Locationが正しく更新されていること。
- 移転先はMANRSのベストプラクティスに従わなければならない。

• 質問：コメント

- Section 11.1.2. 譲渡元に関する条件は「一時的な」譲渡にも適用される。
- 移転費用は一時的な移転にも適用される。
- APNIC が一時的な移転を含むように既存の移転ログを更新することであるように思われるが、これはファイルの意味を根本的に変えることになり、一部の顧客にとって問題が生じる可能性が高い（主に、そのログの項目がもはや恒久的な移管を意味しないため）。したがって一時的な移転は恒久的な移転とは別に記録されるべきである。
- もし、APNICがネットワーク不正利用のためにリソースを取り消すことを意図しているのであれば、APNICは当事者でない契約条件を強制することはできない。
- APNICがRIPE NCCと同様の方法で、一時的な移転契約のテンプレートを導入し、プロセスを標準化することを提案しているか？
- MANRSのベストプラクティスを確実に遵守するためには、APNICがコントロールできないポリシーを監視し実施する必要がある。

• 実装：

- 実装は3ヶ月以内に完了する可能性がある。

prop-158:

IPv4アドレス申請時のIPv6アドレスの自動分配

IPv6 auto-allocation for each IPv4 request

IPv6 auto-allocation for each IPv4 request

- 新規および初期のIPv4アドレスの分配時に/32のIPv6アドレスもあわせて自動的に実施する提案です。
- 現在APNICではIPv4アドレスの分配を受けている組織は、審査なしに/32のIPv6アドレスの分配を受けることができます。本提案ではこれをさらに推し進め、IPv4アドレスの申請時にIPv6アドレスを自動的に分配することにより、さらなるIPv6の普及促進を目的としています。

IPv6 auto-allocation for each IPv4 request

現文書

(現文書無し)

提案文書

6.1. IPv4アドレスの分配における最小及び最大サイズ

すべての新規および初回のIPv4アドレス申請時に、APNICおよびNIRはIPv6ポリシーのSection 8.2.1.(割り振りまたは割り当て)に合致するIPv6アドレスを自動的に分配する。自動的に分配されたIPv6アドレスは、IPv6ポリシー Section 8.2.2. 3項と同様に2年以内に利用開始されなければならない。

APNICおよびNIRのアカウント保有者は、その後のIPv4アドレス申請について、自動分配されたIPv6アドレスの利用状況を証明できなければならない。APNICとNIRは、公開されているルーティング/BGPデータおよびその他の情報源により、これらの詳細を検証することができる。

- 質問：コメント

- 現在でもMyAPNICのワンクリック処理でIPv6委譲を受けることができる。
- 提案では、「自動的に委譲されたIPv6アドレスは、委譲の日から2年以内に配備されるべきである」と提案している。このポリシーに従わない場合、IPv6リソースだけでなく、同時に申請されたIPv4リソースも失効するのか、それとも別の選択肢があるのか。
- アカウント保持者が/23 IPv4を要求し、/32 IPv6も自動的に委任された場合、/32 IPv6の料金は/23 IPv4より大きいいため、アカウント保持者が支払う料金は増加する。

- 実装：

- 実装は3ヶ月以内に完了する可能性がある。

日時：2024年2月15日(木) 15:00-16:00

参加方法：以下より参加登録

<https://apnic.zoom.us/meeting/register/tJUodOirrTgjGNJPCmYCXBNObhjCxbmydB53>

JPOPF-ST